

## 条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月29日
条例の題名	三重県人権センター条例	公 布 日	平成8年10月11日
条 例 番 号	平成8年三重県条例第33号	直 近 改 正 日	平成17年10月21日
所管部局課	環境生活部人権課	電 話 番 号	059-224-2278
条例の概要	三重県人権センターの設置及び施設の使用許可に関して必要な事項を定めるものである。	条例の 類型	財産管理 型
視点	項 目	回 答	検 討 内 容
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	はい	三重県人権センターは、すべての県民の人権が保障される地域社会の実現を図るために必要な施設である、公の施設として地方自治法第244条の2第1項の規定に基づき定められた当条例は、現在においても妥当性を有している。
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	はい	人権教育・啓発に関する施策は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第5条で地方公共団体の責務となっている。
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	はい	全て実施されている。
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし	
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい	公の施設については地方自治法第224条の2第1項に基づき条例で定める必要がある。
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	使用料について地方自治法第228条第1項
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい	
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい	条例の規定に従って遂行されている。
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい	あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される地域社会の実現のため、人権啓発・相談・研究調査の取組が行われている。
	条例の目的は、県民カビジョン等と整合している。	はい	施策211人権が尊重される社会づくりで、人権啓発を推進していくこととしている。
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	はい	
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	はい	人権センターは県内の人権啓発の拠点として設置されている。また、多目的ホールについては、年間約14,000人の利用があり、廃止することにより支障が生じる。
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	はい	あらゆる差別を撤廃し、すべての県民の人権が保障される地域社会の実現には、人権啓発・相談・研究調査の取組が不可欠である。
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	条例第2条第6項により、その他必要な事業を実施することとなっている。
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい	関係する法令・条例としては、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権が尊重される三重をつくる条例が挙げられるが、手段の重複はない。

公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	はい	県民の意識に関することであるため、効果測定は困難であるが、成果向上のためには継続的な取組が必要である。		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	はい	全ての県民を対象としている。		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	はい	全ての県民を対象としている。		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	はい	条例第2条第1項第2号において市町等への指導助成を掲げている。		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい	意見等は受けていない。		
点検・見直し結果	理由		特記事項		見直しに関する規定の有無
	改正・廃止の必要はない	三重県人権センターは、本県における人権啓発の拠点施設として設置され、市町と連携しながら人権啓発の推進に取り組んでいる。偏見による差別や人権侵害は依然として発生しており、今後も一層の取組が必要になっている。 なお、現在の規定は、要件をいずれも満たし、改正の必要がないと考える。			無
					有効期限に関する規定の有無
					無